

別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度 (令和 7 年度変更)
計画主体	三豊市

三豊市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 三豊市農政部 農林水産課
所 在 地 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
電 話 番 号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 4 0
F A X 番 号 0 8 7 5 - 7 3 - 3 0 4 7
メールアドレス nourin@city.mitoyo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス・ニホンジカ・カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	香川県三豊市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、野菜等	水稲 85 a 731千円
ニホンザル	果樹等	果樹 0.2 a 4千円
アライグマ ハクビシン タヌキ	果樹、野菜等	—
カラス	麦等	—
ニホンジカ	—	—
カワウ	—	—

(2) 被害の傾向

○ イノシシ

三豊市において、平成20年度に182頭であった有害捕獲頭数は、年々増えており、令和元年度には過去最高となる2,176頭となった。また令和4年度は1月末現在で、2,000頭を超えており、過去最高の捕獲頭数になる見込みである。生息範囲は山間部や中山間地域だけでなく、市内全域に広がっており平成28年度以

降は島しょ部でも捕獲されている。

春は主にタケノコ、夏は主にビワ・ブドウ、夏から秋にかけて主に水稻、冬は主にミカンなど年間を通じて食害や作物の踏み倒し等の被害が発生しており、その影響から営農意欲の減退や営農をやめる事態も起こっている。

農作物だけにとどまらず、田畑法面の掘り起こし、畔や水路の崩壊などの被害も多い。

また、車両との接触事故や、人が負傷する事故も発生している。

○ニホンザル

香川県ニホンザル生息状況等調査により、過去に三豊市財田町内に2群の生息を確認している。平成26年度から有害捕獲を本格的に取り組んだ結果、生息数はかなり減少したようであるが、果樹等の被害がでている。

市の北部地域でハナレザルの目撃情報が寄せられる。

人馴れした個体が学校や工業団地、住宅等に侵入しており、人身被害の発生が懸念される。

○ アライグマ

有害捕獲に加え、「三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」(2中振興代1950号環国地野許第2103185号中四国農政局長及び中国四国地方環境事務所長、令和3年3月18日確認)により計画的防除を行っている。

特にブドウ、スイカ等の果樹が被害を受けている。また、住宅の屋根裏に住み着く等、生活環境被害も発生している。

○ ハクビシン・タヌキ

近年はハクビシン、タヌキの有害捕獲が増えており、市内全域で生息が確認されており、野菜、果樹等の被害が多い。

また、アライグマ同様、住宅の屋根裏に住み着き、住宅侵入等の生活環境被害が発生している。

○ カラス

市内全域に分布し、麦類を中心に被害が発生している。

また、集団で行動し民家の近くで群れることが多く、生活環境被害を及ぼしている。

○ ニホンジカ

平成28年度に市内での目撃情報が数件寄せられた。29年度以

降、毎年2～3頭の有害捕獲が報告されている。農業被害の報告はないが、近隣市町にも生息していることから、今後生息範囲の拡大、農業被害の発生が懸念される。 ○ カワウ カワウの養殖魚に対する被害は近年増加傾向である。フナ等が食害されており、生息域は市内全域に広がっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状地（令和5年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ被害	477 a 2,913 千円	429 a 2,621 千円
ニホンザル被害	27 a 86 千円	24 a 77 千円
アライグマ・ ハクビシン被害・ タヌキ被害	0 a 0 千円	0 a 0 千円
カラス被害	20 a 50 千円	18 a 45 千円
ニホンジカ被害	0 a 0 千円	0 a 0 千円
カワウ	—	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<u>イノシシ他</u> ・ 有害捕獲に対して、捕獲奨励金を交付している。 ・ 有害捕獲で使用する罠具等を購入する経費に対して、市が補助している。 ・ 新たに三豊市鳥獣被害対策実施隊に加入し、有害捕獲に取り組む意思のある者に対し、狩猟免許を新規取得するための経費を市が補助している。	・ 三豊市鳥獣被害対策実施隊が中心となり有害捕獲を行っているが、市内の生息頭数が不明である。 今後も、毎年、一定数を捕獲していく必要がある。 捕獲にかかる捕獲者の費用や労力の負担が課題である。 新規の実施隊員を確保していく必要がある。

	<u>アライグマ</u> ・防除実施計画書による計画的防除と三豊市鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲を実施している。箱罠の貸出しや捕獲用箱わなを購入する経費に対して、市が補助している。 <u>ハクビシン</u> ・三豊市鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲を実施している。 <u>ニホンザル</u> ・三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を実施している。現在は、囲いわなや小型箱わなで捕獲をしている。	・捕獲はしているが根絶はしていない。農地等を自ら守る意思を醸成するために、今後も県と協力して防除従事者の養成を推進する。 ・生息頭数が多いと思われるので、引き続き捕獲するしか方法がないと思われる。 ・生息頭数が減少してから、捕獲が難しくなっている。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・市内の農家を対象に侵入防止柵の経費の1/2、受益戸数2戸以上で一体的に整備する場合には経費の2/3の補助を行っている。 ・過去には、国庫補助事業を活用し、大規模な集落柵の設置を行っている。 ・平成26年度からは市の基金を活用して地域ぐるみで鳥獣対策に取り組む集落に対し、集落柵の設置に関する資材費の補助を行っている。	・隣接する農地の所有者同士で折り合いがつかないことや、所有者の高齢化や所在不明等により、共同で取り組むことが難しくなっている。また、「被害にあうまで対策をしなくてもよい」「被害対策は柵を設置することではなく、捕獲することである」という認識を持っている人がまだまだ多い。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・被害相談で現場に訪れた際、被害対策のため周辺環境の整備等についてアドバイスを行う。	・「指導する側」と「される側」の温度差がある。

(5) 今後の取組方針

イノシシは、引き続き市内全域において、三豊市鳥獣被害対策実施隊の隊員を中心として、年間を通じて捕獲に取り組む。個人で購入する罠具等に対し補助を行い、費用の負担軽減を図る。防護柵において、従来の個別の侵入防止柵の設置補助を行いつつ、市の基金を活用した地域ぐるみで取り組む集落防止柵の設置補助を引き続き行う。

ニホンザルは、現在行っている囲いわな、小型箱わなでの捕獲を引き続き実施し、被害軽減・個体数調整を図る。

アライグマについては、有害捕獲の他に「三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書」により防除従事者における捕獲活動を実施中であり、今後も防除従事者を増やしていく。

カワウの被害としては、養殖魚の食害があげられ、生息域は市内全域に広がっているため、三豊市鳥獣被害対策実施隊の隊員を中心とし、年間を通じての有害捕獲に取り組む。

三豊市鳥獣被害対策実施隊員が増えるよう、新規狩猟免許取得の推進を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシは、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に、引き続き市内全域で捕獲活動を行う。活動の中で、捕獲技術等の継承を行う。

ニホンザルは、財田町在住の三豊市鳥獣被害対策実施隊員の中に罠の管理者をおき、その者が中心となり有害捕獲を行う。

アライグマは、防除実施計画書に基づく防除従事者による計画的防除に加え、三豊市鳥獣被害対策実施隊等の有害鳥獣捕獲を実施する。

カワウは、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に、市内全域で捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術

		講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。
R 6	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。
R 7	イノシシ 他	主に三豊市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行い、農作物被害を軽減する。 狩猟者や有害捕獲実施者を対象とした捕獲技術講習会を県と協力して開催し、捕獲技術の向上を図る。 ベテラン隊員による捕獲技術等の継承や、新規隊員の確保により捕獲圧を高め、農作物被害を減少させる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲頭数を基にした。 イノシシ、ニホンジカは県により策定されているイノシシ第二種特定鳥獣管理計画、ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき積極的な捕獲を推進する。 ニホンザルは、県により策定されているニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲を行い、適正な生息頭数を保つよう個体数調整を行う。 また、アライグマは特定外来生物にも指定されていることもあり、引き続き三豊市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書に基づき、捕獲を進めるとともに、有害捕獲による捕獲も推進する。

カワウは香川県が行っているカワウカウント調査の数値を基にしている。三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心として、有害捕獲による捕獲も推進する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	２，２００頭	２，２００頭	２，２００頭
ニホンザル	４０頭	４０頭	４０頭
アライグマ ハクビシン タヌキ	４３０頭	４３０頭	４３０頭
カラス	９００羽	９００羽	９００羽
ニホンジカ	１０頭	１０頭	１０頭
カワウ	－	－	３００羽

捕獲等の取組内容

三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に年間を通じて有害捕獲を行う。

また住民から相談を受けた場合、市職員が被害状況等を確認したうえで、実施隊の各地区の班長に捕獲依頼を行い、班長の指示により有害捕獲を行う。

アライグマは、自分の農地等は自分で守ることを啓発し、防除従事者を養成し、市内を対象に計画的防除を推進する。

ニホンジカに関しては、生息範囲が広がる前に捕獲できるように三豊市鳥獣被害対策実施隊の中で情報共有をしておく。

カワウに関しては生息域が市内全域に広がっているため、三豊市鳥獣被害対策実施隊を中心に年間を通じて有害捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
山間部等において、鳥獣被害対策実施隊員は矢先の確認、周辺に民家や建物が無いことを確認したうえでライフル銃を使用し捕獲を実施する。捕獲対象はイノシシ及びニホンジカに限る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三豊市	捕獲許可権限の委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル他	ワイヤーメッシュ柵 電気柵 10,000m	同左 10,000m	同左 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ他	地域への鳥獣被害 防止の普及推進	地域への鳥獣被害 防止の普及推進	地域への鳥獣被害 防止の普及推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。
令和6年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。
令和7年度	イノシシ他	地域住民に対し、被害防止に関する知識、技術等を普及センター指導員とともに普及、啓発していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三豊市農政部農林水産課	県、警察、実施隊と情報共有 状況に応じて捕獲、追払いの実施
三豊市鳥獣被害対策実施隊 (高瀬地区猟友会、観音寺地区 猟友会)	状況に応じて捕獲、追払いの実施
香川県環境森林部みどり保全課	助言、情報共有
三豊警察署	捕獲実施の場合、現場の交通整理 出沒の場合、パトロールの強化

(2) 緊急時の連絡体制

「香川県 イノシシ等が出沒したときの対応マニュアル」のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に有害捕獲した個体は埋設等の処理を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の一部は食用として活用されている。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三豊市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
三豊市農政部農林水産課	協議会事務局、鳥獣行政担当課
香川県農業協同組合 三豊地区営農センター	被害調査、事業推進
香川県農業共済組合 三豊支所	被害調査、事業推進
香川県猟友会 高瀬地区	鳥獣被害対策（捕獲）実施
香川県猟友会 観音寺地区	鳥獣被害対策（捕獲）実施
香川県西讃農業改良普及センター	技術指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農政水産部農業経営課	被害防止計画の支援に関すること
香川県環境森林部みどり保全課	被害防止計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年9月1日三豊市鳥獣被害対策実施隊を結成し、現在164名で市内全域の有害捕獲を実施している。被害状況に応じ、市から各地域の班長に捕獲依頼をし、班長の指示により有害捕獲を実施する。

また、年1回程度役員による三豊市鳥獣被害対策会を実施し、情報交換等行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし